

埼玉県立高等学校学び直し支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、埼玉県立高等学校に在学する生徒の学び直し支援に要する経費に対し、予算の範囲内において高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給することについて、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（平成26年4月1日付け文科科学省初等中等教育局長通知）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

一 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等

二 高等学校等就学支援金

法第3条第1項に規定する就学支援金

(対象者)

第3条 埼玉県立高等学校に在学する生徒の学び直しを支援するために、次の各号の全てに該当する者に対して、在学する県立高等学校の授業料に充てることを条件に学び直し支援金を支給する。

一 日本国内に住所を有する者

二 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

三 法第3条第2項第2号に該当する者

四 平成26年4月1日以降に県立高等学校に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

五 高等学校等を退学したことがある者

六 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制

課程等にあつては24月)以上受けていない者

七 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等(この号において「単位制高等学校等」という。)に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

八 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に該当しない者)

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(受給資格の認定)

第4条 学び直し支援金の交付を受けようとするときは、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額等を証明する書類(生活保護受給証明書を含む。以下「課税証明書等」という。)を添付して、高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を教育委員会に対し提出し、学び直し支援金受給資格の認定を受けなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を高等学校等就学支援金に係る申請等により提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

2 教育委員会は、学び直し支援金受給資格の認定をしたときは、受給資格認定及び支給額通知書(様式2)を作成し、認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に通知する。

3 教育委員会は、学び直し支援金受給資格の認定をしなかったときは、受給資格不認定通知書(様式3)により、申請者に通知する。

(届出)

第5条 受給権者は、毎年度、教育委員会の定める日までに、保護者等の課税証明書等を添付して、申請書を教育委員会に対し、提出しなければならない。ただし、すでに個人番号カードの写し等を提出している場合は、提出を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があつたときは、申請書を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

3 教育委員会は、受給権者から申請書が提出され、所得制限基準等を満たす場合、継続支給決定通知書(様式4)により受給権者に通知する。

4 第9条第1項の規定により学び直し支援金の支給が停止されている場合にあつては、第5条第1項に規定する届出は、同項本文の規定にかかわらず、第9条第2項の規定により行うものとする。

(学び直し支援金の額)

第6条 学び直し支援金の額は、受給権者がその初日において当該認定に係る高等学校（以下「支給対象高等学校」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

(学び直し支援金の支給)

第7条 学び直し支援金の支給は、教育委員会が認めた支給期間の開始月から始め、当該学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 学び直し支援金の支給を受けようとする者がやむを得ない理由により第4条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(債権の弁済等)

第8条 教育委員会は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てることとし、そのことをもつて当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があつたものとする。

(学び直し支援金の支給の停止・再開)

第9条 学び直し支援金は、受給権者が支給対象高等学校を休学した場合において、受給権者が、教育委員会に支給停止申出書（様式5）により申出をしたときは、その申出をした日の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなつた旨の申出をした日の属する月までの間、支給を停止する。

2 前項の規定による申出をした受給権者は、同項に規定する場合に該当しなくなつたときは、支給再開申出書（様式7）に、収入状況届出書等（様式1による届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。第5条第1項及び第3項において同じ。）を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第4条の規定により既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

3 教育委員会は、第1項の規定による申出により学び直し支援金の支給を停止したときは、当該申出を行つた受給権者に対し、支給停止通知書（様式6）により、その旨を通知しなければならない。

4 教育委員会は、第2項の申出に基づき学び直し支援金の支給を再開したときは、当該申出を行つた受給権者に対し、支給再開通知書（様式8）により、その旨を通知しなければならない。

(支払いの一時差止め)

第10条 受給権者が、正当な理由がなく第5条の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支払いを一時差し止めることができる。

2 教育委員会は前項の規定による一時差し止めをしたときは、一時差し止め通知書（様式9）により受給権者に通知する。

（受給資格の消滅）

第11条 教育委員会は受給権者の受給資格が消滅したときは、受給権者に対し、受給資格消滅通知書（様式10）により、通知しなければならない。

2 受給権者が転学したことにより受給資格が消滅したときは、受給資格消滅通知書（様式11）により、通知しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、高等学校等就学支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。